

成年後見センター

成年後見制度の利用に関する機関のご案内

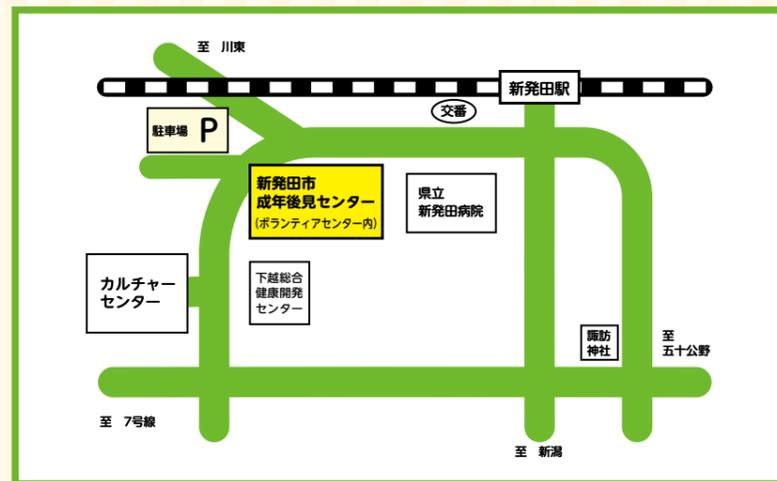
- 成年後見制度の申立てや手続きに関すること (申立書類の配布など)
新潟家庭裁判所 新発田支部 TEL: 0254-24-8255
- 任意後見契約の手続きに関すること
新発田公証役場 TEL: 0254-24-3101
- 高齢者の制度利用に関する相談、申立て支援に関すること
新発田市 高齢福祉課 (代表) TEL: 0254-22-3030
- 新発田中央地域包括支援センター TEL: 0254-26-2400
- 東地域包括支援センター TEL: 0254-31-2001
- 西地域包括支援センター TEL: 0254-28-7447
- 南地域包括支援センター TEL: 0254-24-1111
- 北地域包括支援センター TEL: 0254-41-4646
- 障がい者の制度利用に関する相談、申立て支援に関すること
新発田市ふれあい福祉センター TEL: 0254-20-3055
- 新発田市障がい者基幹相談支援センター



新発田市成年後見センター

※この事業は、新発田市からの委託により実施しています。

住所: 〒957-0054 新潟県新発田市本町 4-16-83 新発田市ボランティアセンター内
 開設時間: 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (土日、祝日及び年末年始を除く)



お問い合わせ
 TEL: 0254-20-8988
 FAX: 0254-26-3300



新発田市成年後見センター

将来のこと
 親亡き後、障がいの
 ある子の生活が
 心配...



制度のこと
 成年後見制度を利用したい
 けど、どうすればいいの
 だろう...



財産のこと
 認知症や障がいによって、
 財産管理がうまく
 できない...



安心な暮らしのために、

成年後見制度の活用をお手伝いします!

お気軽にご相談ください TEL: 0254-20-8988



社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会

新発田市成年後見センターが

てっだ
お手伝い
できること



相談

※予約は原則必要ありませんが、事前のお問合せをお勧めします。

判断能力に不安のある方や将来について心配がある方の、生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。

成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について共に考えていきます。

相談内容によって必要な関係機関と連携し、本人が安心して生活できるように支援します。

親族後見人等の相談も受け付けています。



法律相談

成年後見制度に関する専門的な相談が必要な場合、弁護士が相談を受け付けます。まずはセンターへお問合せください。

要予約

手続き支援

家庭裁判所に申立てをする際に必要な書類の説明や書き方、内容の確認などの支援を行います。



普及啓発

成年後見制度をより多くの方に知っていただくために、相談会や研修会（セミナー）などを開催します。また、市民や団体の依頼に応じて出前講座も行います。

新発田市社会福祉協議会ではこんな業務も行っています

日常生活自立支援事業

日常生活に不安のある方に、必要な福祉サービスの利用などについて、自分ひとりの判断で行うことに不安がある際、地域で安心して生活ができるよう相談に応じます。



教えて成年後見制度!!



成年後見制度ってなに？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、ひとりで物事を決めることが不十分であったり不安な方に対して、不利益が生じることがないように契約の手続きや財産の管理などを支援する制度です。

成年後見制度の種類について

法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所がふさわしい成年後見人等を選任し、必要な支援を行います。

重い

後見

判断能力が常に欠けている方。物事の判断や重要な手続き・契約などを理解して行うことができない。

保佐

判断能力が著しく不十分な方。重要な手続きや契約などの理解が不十分であったり、不安がある。

補助

判断能力が不十分な方。重要な手続きや契約などの中で、理解が不十分な部分があったり、不安がある。

軽い

任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備えて、判断能力が十分にあるうちに、あらかじめ支援してくれる人（任意後見人）や支援してもらう内容を、契約により本人が決めておく制度です。本人の判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所への申立てにより、家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、後見業務がスタートします。



例えば、成年後見人等はこのような支援を行います。

※成年後見人等に与えられた権限の範囲内で行います。

- 本人のお金（財産）を管理します。
- 本人に代わって契約を結んだり、取り消したりできます。
※一人でやるのが難しい契約を結んだり、本人にとって不利益な契約を取り消したりします。
- 本人の意向を尊重し、必要に応じて医療・介護・福祉等の手続きを支援します。